

競争入札参加資格審査申請書（水道用資材）提出要領

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において、徳島市上下水道局の競争入札に参加を希望する業者は、次により申請してください。

資格審査の結果、資格者となりますと登録業者名簿に登載されます。（※登録により自動的に又は直ちに指名や発注があるということではありませんので、ご留意願います。）

- 1 受付期間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで
 - ・ 持参の場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間を除く。）受付
 - ・ 郵送の場合は、令和6年2月1日から令和6年2月29日の消印まで有効。
封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。

- 2 提出先 〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4
徳島市上下水道局本庁舎2階 総務課管財係
(問合せ先) 電話：088-623-2093 FAX：088-623-1027

- 3 申請に必要な書類及び記入方法等
 - (1) 競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号） ※記入例参照
 - ア 「年月日」は、この申請書の提出日を記入してください。（令和6年2月1日より前の日付は受付できませんのでご注意ください。）
 - イ 「希望する販売、製造等の品目」に、具体的な品目を記入してください。

 - (2) 経営規模調書（別記様式第2号） ※記入例参照
 - ア 「1 販売、製造等年間平均実績高」は、会社全体の売上を営業種目別に記入してください。
 - イ 「2 自己資本の額」は、直前第1年度分決算の貸借対照表から「純資産の部」の合計金額（「資本金」ではない）を記入してください。個人の場合は、元入金（個人事業における資産合計から負債合計を差し引いた額）を記入してください。
 - ウ 「3 従業員数」は、審査基準日（令和5年12月1日）での人数を記入してください。（※法人は、代表者を除き、常勤役員を含む。個人は、事業主を含む。組合は、常勤の組合役員と組合員の数。いずれの場合も非常勤役員、臨時・パート職員は除く。）
 - エ 「4 経営年数」は、審査基準日（令和5年12月1日）までの年月を記入してください。（※法人は、登記の「会社成立の年月日」からの年月、個人は、創業開始からの年月。）

 - (3) 使用印鑑届（別記様式第3号）

使用印の欄に使用印として登録する印鑑を押印してください。

 - (4) 誓約書（別記様式第4号）

 - (5) 官公署納入先及び納入実績（別に定める様式による）

官公署納入先及び納入実績の様式に、物品の販売は契約金額が100万円以上のもの（年間合計ではない）を、記入例を参考にそれぞれ記入してください。紙面が足りない場合は、任意様式での提出でも可とします。

(6) 経歴書（別に定める様式による）

会社経歴欄は、創業年月の他、創業後の組織変更、社名変更等の経歴を記入してください。

(7) 委任状（別に定める様式による）

徳島市上下水道局と契約の締結等につき、支店、営業所等に全権を委任する場合に提出してください。

(8) 登記事項証明書[現在事項全部証明書]（写し可） ※法人のみ

法務局発行のもの。

(9) 営業証明書（写し可） ※個人のみ

申請に係る営業をしていることを証明するもので、市町村役場で発行されます。営業証明書の代わりに確定申告書の写しでも構いません。営業証明書、確定申告書の写しが提出できない場合は、営業を裏付ける書類（メーカーとの取引書や納品書等）を提出してください。

(10) 身分証明書（写し可） ※個人のみ

入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の証明で、本籍地の市町村役場で発行されます。

(11) 納税証明書（写し可） ※市税のみ2年分必要

次の各納税証明書は、完納（納期未到来分を除く。）又は未納がないことが条件です。

区 分		税 の 種 類	発 行 先
市内業者 ※1	法人	法人市民税・固定資産税 直近2年分※2, 3	徳島市役所
		法人税・消費税及び地方消費税<その3の3>	徳島税務署
	個人	市県民税・固定資産税 直近2年分※2, 3, 4, 5	徳島市役所
市外業者	法人	法人税・消費税及び地方消費税<その3の3>	所轄税務署
	個人	申告所得税・消費税及び地方消費税<その3の2>	所轄税務署

※1 本店又は委任先の所在地が市内にある場合。

※2 法人市民税の納税証明書は、納税状況の確認が可能な直近2年間分とします。

※3 固定資産税の納税証明書は、市内にある本店又は委任先が課税されている場合のみ提出してください。

※4 個人で、市県民税が課税されていない場合は、「市県民税非課税証明書」を提出してください。

※5 個人で、本店又は委任先の所在地が市内にあり、代表者（受任者）の住所が市外にある場合は、「申告所得税・消費税及び地方消費税<その3の2>」を提出してください。市県民税の納税証明書は、提出の必要はありません。固定資産税の納税証明書は、市内の本店又は委任先が課税されている場合のみ提出してください。

(12) 印鑑証明書（原本）

法人…法務局発行のもの。

個人…市町村発行のもの。

(13) 貸借対照表及び損益計算書（写） ※法人のみ

直近2期分のもの。経営規模調書と照合。

(14) 営業に関する許可、認可等の証明書（写）

申請に係る営業に関して許可、認可等が必要な業種は、これらを受けていることを証明する書面の写しを提出してください。

(15) ISO登録証（写） ※取得している種類をすべて

(16) 代理店又は特約店の証明書（写し可）

仕入れ先が証明した代理店又は特約店証明書。経歴書の取扱いメーカー欄に区分2又は3で記載した分は、必ず提出してください。

4 注意事項

- ・ 各種証明書は、令和5年12月1日以降に発行されたものに限りませう。
- ・ 審査基準日は、令和5年12月1日とします。
- ・ 郵送の場合は、記載内容を十分ご確認の上、早期に提出してください。もし記載内容に誤りがあった場合、訂正にお越しいただくことがあります。
- ・ 持参の場合は、記載内容を説明できる方がお越しください。
- ・ 提出書類の受付受理書はこちらで用意していますが、各自で用意していただいても構いません（様式は任意）。
- ・ 郵送で提出される方で受付受理書が必要な場合は、返送に必要な切手を貼付し、返送先を記入した封筒等も添付してください。
- ・ 提出書類のファイル綴じ等は不要です。
- ・ 書類提出後において、記載事項に変更があった場合は、直ちに変更届（別に定める様式による）を提出してください。

5 環境への配慮

徳島市上下水道局の登録業者となりましたら、物品やサービスの提供に当たっては、環境配慮型製品の選択、廃棄物の減量・リサイクルの推進などの環境に配慮した取組みに努めてくださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○徳島市上下水道局 総務課 管財係

住所：〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4
徳島市上下水道局本庁舎2階

電話番号：088-623-2093

競争入札参加資格審査申請書（水道用資材）提出書類一覧

徳島市上下水道局

<法人>

	提出書類		備考
1	競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）	○	
2	経営規模調書（別記様式第2号）	○	
3	使用印鑑届（別記様式第3号）	○	
4	誓約書（別記様式第4号）	○	
5	官公署納入先及び納入実績	△	
6	経歴書	○	
7	委任状	△	
8	登記事項証明書[現在事項全部証明書]	○	写し可
9	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）	○	写し可
	法人市民税・固定資産税の納税証明書 <u>直近2年分</u>	△	市内業者のみ提出。写し可
10	印鑑証明書	○	原本に限る。
11	貸借対照表及び損益計算書 <u>直近2年分</u>	○	写し
12	営業に関する許可証（認可証）	△	写し
13	I S O登録証	△	写し
14	代理店又は特約店証明書	△	写し可

- ・ ○は必須、△は該当する場合のみ。
- ・ 証明関係の書類のうち、10以外写しの提出で可。ただし、R5.12.1以降に発行したものに限る。

<個人>

	提出書類		備考
1	競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）	○	
2	経営規模調書（別記様式第2号）	○	
3	使用印鑑届（別記様式第3号）	○	
4	誓約書（別記様式第4号）	○	
5	官公署納入先及び納入実績	△	
6	経歴書	○	
7	営業証明書	○	写し又は確定申告の写しでも可
8	身分証明書	○	本籍地市町村役場にて発行。写し可
9	市県民税・固定資産税の納税証明書 <u>直近2年分</u>	△	市内業者のみ提出。写し可
	申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）	△	市外業者のみ提出。写し可
10	印鑑証明書	○	原本に限る。
11	営業に関する許可証（認可証）	△	写し
12	代理店又は特約店証明書	△	写し可

- ・ ○は必須、△は該当する場合のみ。
- ・ 証明関係の書類のうち、10以外写しの提出で可。ただし、R5.12.1以降に発行したものに限る。